18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	⑶　90kHzを超え150kHz未満	（　）	
	⑷　150kHz以上158kHz未満	（　）	
	⑸　158kHz以上180kHz以下	（　）	
	⑹　180kHzを超え237kHz未満	（　）	
	⑺　237kHz以上270kHz以下	（　）	
	⑻　270kHzを超え316kHz未満	（　）	
	⑼　316kHz以上360kHz以下	（　）	
	⑽　360kHzを超え395kHz未満	（　）	
	⑾　395kHz以上450kHz以下	（　）	
	⑿　450kHzを超え526.5kHz未満	（　）	
	⒀　526.5kHz以上1,606.5kHz以下	（　）	
	⒁　1,606.5kHzを超え4MHz以下	（　）	
	⒂　4MHzを超え11MHz以下	（　）	
	⒃　11MHzを超え30MHz未満	（　）	
	⒄　30MHz以上80.872MHz以下	（　）	
	⒅　80.872MHzを超え81.88MHz未満	（　）	
	⒆　81.88MHz以上134.786MHz以下	（　）	
	⒇　134.786MHzを超え136.414MHz未満	（　）	
	(21)　136.414MHz以上230MHz以下	（　）	
	(22)　230MHzを超え1,000MHz以下	（　）	

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

⑶　３枚目

試　験　成　績　表
（その２）

18　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度	周波数帯	準尖頭値の測定値	19　測定条件等
	⑽　360kHzを超え395kHz未満	（　）	
	⑾　395kHz以上450kHz以下	（　）	
	⑿　450kHzを超え526.5kHz未満	（　）	
	⒀　526.5kHz以上1,606.5kHz以下	（　）	
	⒁　1,606.5kHzを超え4MHz以下	（　）	
	⒂　4MHzを超え11MHz以下	（　）	
	⒃　11MHzを超え30MHz未満	（　）	
	⒄　30MHz以上80.872MHz以下	（　）	
	⒅　80.872MHzを超え81.88MHz未満	（　）	

長　　辺

	⒆　81.88MHz以上134.786MHz以下	（　）	
	⒇　134.786MHzを超え136.414MHz未満	（　）	
	(21)　136.414MHz以上230MHz以下	（　）	
	(22)　230MHzを超え1,000MHz以下	（　）	

短　　辺　　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波発生装置が組み込まれている筐体の型式名を記載すること。

⑶　３の欄は、高周波発生装置が２以上あるものは、それぞれの装置ごとに記載すること（以下４の欄から10の欄までの記載において同じ。）。

⑷　４の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載すること。

⑸　５の欄は、「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。

⑹　６の⑴から⑶までの欄は、電源端子における妨害波電圧の準尖頭値及び平均値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

⑺　７の欄の記載は、次によること。

ア　７の⑴から⒃までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）で記載すること。

イ　７の⒄から(22)までの欄は、高周波発生装置から10メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル（毎メートル１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

⑻　８の欄は、給電動作を許容する最大の伝送距離の設計値を記載すること。

⑼　９の欄は、給電動作を許容する最大の水平位置移動可能距離の設計値を記載すること。

⑽　10の欄は、施行規則第46条の２第１項第10号⑻に定める電波の強度が人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように措置した内容を記載すること。

⑾　添付図面等の記載は、次によること。

ア　図面はできる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ　外観を示す図は、申請に係る装置の正面、側面及び平面の各部の名称並びに寸法（単位はミリメートルとする。）が記載されていること。

ウ　構造を示す図は、各部の名称が記載されていること。

エ　外観及び構造を示す写真は、申請に係る装置の正面、側面及び平面を写したものであること。

オ　接続図は、部品の名称（又は記号）及び回路定数が記載されていること。